

令和8年度佐賀県高校生等 e スポーツ人材育成事業「SAGA e-sports Boot Camp Project」
企画運營業務委託仕様書

1 業務名 令和8年度佐賀県高校生等 e スポーツ人材育成事業「SAGA e-sports Boot
Camp Project」企画運營業務委託

2 目的

近年、e スポーツは国内外で市場規模の拡大や競技人口の増加が進み、高校においても e スポーツ部の設置など活動の広がりが見られる。一方で、専門的な指導ができる人材や効果的な指導方法、部活動運営に関するノウハウが十分に浸透しておらず、競技力向上や継続的な活動に課題を抱えている。

本事業では、県内の e スポーツに取り組む高校生を中心に、VALORANT を活用した専門的なコーチングを実施して競技力向上を図るとともに、スポーツマンシップやコミュニケーション能力、リーダーシップ等の社会人基礎力を育成し、部活動の自走化につなげることを目指す。

また、イベント運営や配信、広報等の e スポーツを支える多様な役割について学ぶ機会を提供することで、プレイヤーだけでなく地域における e スポーツ活動の担い手となる人材を育成し、将来的な県内 e スポーツ文化の定着及び発展を図る。

3 業務委託期間

契約締結後～令和9年3月31日（水）

4 対象者

佐賀県内で e スポーツ部に属する高校生、大学生等及び教員（顧問）

5 委託業務内容

(1) 事業全体の企画・運営

事業全体の企画立案、実施計画の作成、参加者募集支援、学校との調整、会場運営、講師調整、進行管理等を行うこと。

(2) 競技力向上プログラム

VALORANT を競技タイトルとし、高校生の競技力向上及び部活動の自走化を目的としたプログラムを企画・実施すること。プログラムには、次に掲げる要素を含めること。

- ・チーム及び個人の現状分析
- ・チーム戦略及び戦術立案

- ・役割設定
- ・役割に応じた練習メニュー設計
- ・競技スキル向上コーチング
- ・スポーツマンシップ
- ・コミュニケーション能力向上
- ・リーダーシップ育成
- ・継続的なチーム運営につながる指導

なお、プログラム全体を通じて、参加校が継続的に目標を持って取り組み、その成果を発揮できる機会となるよう工夫するとともに、参加校同士が交流し、切磋琢磨できる企画について提案すること。また、具体的なコーチング内容及び実施方法についても提案すること。

(3) キャリア探究プログラム

参加者がプレイヤー以外の多様な役割について理解を深めることを目的とし、eスポーツ業界を支える仕事や役割を学ぶプログラムを企画・実施すること。提案に当たっては、以下の視点を含めること。キャリア探求プログラムの対象者はeスポーツ部員以外にも参加可能とし広く、eスポーツを始めるきっかけをつくるようなものにする。

- ・大会・イベント運営
- ・配信・映像制作
- ・広報・情報発信
- ・分析・マネジメント
- ・デザイン・ブランディング

なお、講義だけでなく実践的な体験を取り入れた内容となるように工夫すること。

(4) 特別プログラム

プロeスポーツ選手又は業界関係者を招聘し、参加者のモチベーション向上及びキャリア形成意識の醸成につながる特別プログラムを実施すること。内容は競技力向上だけでなく、キャリア形成や将来の進路を考える契機となるものにする。

また、提案に当たっては招聘候補者及び実施内容、期待される効果などについて具体的に提案すること。

(5) コーチング実施後のフォロー

コーチング終了後及び各回のインターバルにおいて、参加者に対する継続的なフォローを実施すること。フォロー内容にはフィードバック、練習方法や戦術に関する助言、参加者からの相談対応等を含むものとし、競技力向上及びチーム活動の継続につながる内容を提案すること。

6 実施回数・形式等

競技力向上プログラムについてはオンラインによるプログラムを最低5回以上、オフライ

ンによるプログラムを最低2回以上実施すること。

その上で各プログラムの実施回数、実施時間、実施内容及び実施スケジュールについて具体的に提案すること。提案に当たっては各回の目的や到達目標を示すこと。

7 講師

競技力向上プログラムについては、高校生への指導経験及び VALORANT に関する十分な知識・実績を有する講師を配置すること。また、キャリア探究プログラム及び特別プログラムについては、各分野に精通した講師又は実務経験者を配置すること。

8 業務終了後の提出書類

- (1) 実施報告書
- (2) 各プログラムで使用した資料
- (3) 実施状況写真
- (4) その他県が必要と認める資料

なお、本事業で得られた知見については、今後の県内高校等における e スポーツ活動の充実に資する内容となるよう整理すること。

9 委託料の上限額

4,400 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

10 業務終了後の提出書類

- (1) 業務完了報告書
 - ・開催内容が確認できる写真等の資料を添付すること。
- (2) その他、県が指示する事項・資料等
 - ・県から別途指示があった場合は、それに基づき必要な資料を提出すること。

11 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また、本業務を履行する上で取得又は保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、受託業務に適用される佐賀県情報セキュリティ基本方針及びその他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守しなければならない。

なお、受託者において、秘密保持契約が必要である場合は県と協議すること。

12 再委託の禁止

- (1) 受託者は、受託業務の全部を自ら実施することとし、その全部を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、県に対し再委

託の相手（以下「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性や必要性等を書面により説明し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 県の承諾を得て受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合、受託者は、機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務について、再委託先も受託者と同様に負わせるための措置を実施することとし、実施する措置については、事前に県の承認を得なければならない。

(3) 第三者に再委託等を行う場合、その最終的な責任は受託者が負わなければならない。

13 その他

(1) 受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。

(2) 本業務は、県による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。

(3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。

(4) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上、必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めること。